



商工会かわら版

No. 95 号 令和 5 年 12 月

●美郷町商工会 TEL:75-0805 (FAX:75-1326)
大和支所 TEL:82-2132 (FAX:82-2953)
商工会のホームページ <http://misato.shoko-shimane.or.jp/>

★確定申告お知らせハガキについて

今年予定納税された方や e-Tax で確定申告をしている方は来年の 1 月頃に「確定申告お知らせハガキ」が届きます。「確定申告お知らせハガキ」とは、予定納税額などの申告書の作成に必要な情報を記載したハガキで非常に重要な書類です。紛失しないよう大切に保管し、確定申告の際は商工会にご持参ください。

※ハガキがないと予定納税額の確認がとれないため、多く納める場合があります。ご注意ください。

※紛失しないよう大切に

保管し、確定申告の際にご持参ください。



★商工貯蓄共済加入推進月間について

12 月は商工貯蓄共済加入推進月間の最終月です。「貯蓄」「融資」「保障」の 3 つの特色を組み合わせた商工会員のための共済制度「商工貯蓄共済」へのご加入をご検討下さい。

- 掛金:1 口 2,000 円(最大 15 口)
- 期間:10 年 ●死亡保険 1 口につき 100 万円
(※年齢により保険額は減額されます)

★年末調整のお知らせについて

給与所得の源泉徴収票にはマイナンバーが必要で、マイナンバーは個人情報保護法等により事業主が直接記入をお願いします。従業員本人や扶養の方のマイナンバーもお早めにご準備ください。

《年末調整期限は》下記の通りです。

- ・源泉所得税の納付 令和 6 年 1 月 10 日(水)
- ・納期特例の方は 令和 6 年 1 月 22 日(月)
- ・帳票等の提出は 令和 6 年 1 月 31 日(水)

★障害者の法定雇用率の引き上げについて

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。令和 6 年 4 月から段階的に法定雇用率の引き上げと対象事業主の範囲の拡大が行われます。

《障害者の雇用義務がある事業主には以下の義務があります。》

- 毎年 6 月 1 日時点での障害者の雇用状況のハローワークへの報告
- 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任(努力義務)

また、障害者の法定雇用率の引き上げに伴い、障害者雇用のための事業主支援が強化されます。

	令和 5 年度		令和 6 年 4 月		令和 8 年 7 月
民間企業の法定雇用率	2.3%	⇒	2.5%	⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上		40.0人以上		37.5人以上

※公的機関の法定雇用率の引き上げと対象期間の範囲拡大も行われます。

【お問い合わせ先】 ハローワーク川本 紹介部門 Tel 0855-75-0385

★島根県の経済動向【令和5年 9 月分】…R5.11.29 調査

島根県の経済は、一部に弱い動きがみられるものの、持ち直しの動きが続いている。

生産活動は弱い動きがみられる。雇用情勢は一部に弱い動きがみられるものの、改善の動きが続いている。個人消費は持ち直している。投資動向は一部に弱い動きがみられるものの、持ち直しの動きがみられる。

生産活動	雇用情勢	個人消費	投資活動	企業倒産	金融情勢	物 価
弱い動き	一部に弱い動きながら改善の動き	持ち直し	一部に弱い動きながら持ち直しの動き	倒産件数 4 件	貸出金残高は対前年比 1.2%増	対前年比 1.1%上昇